

重要事項説明書
(訪問看護及び介護予防訪問看護事業)

当事業所は、利用者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供いたします。事業者及び事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意頂きたいことを、次の通り説明いたします。

1. 事業者について

事業者名称	滝川市
主たる事業所の所在地	滝川市大町2丁目2番34号
代表者名	滝川市長 前田 康吉
電話番号	0125-22-4311

2. 事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	滝川市立病院 訪問看護ステーション そらのわ
事業所の所在地	滝川市大町2丁目2番34号 滝川市立病院
開設年月日	令和8年4月1日
電話番号	0125-22-4311 (内線4510)
FAX番号	0125-22-3273
介護保険事業所番号	0167590108

(2) 事業の目的と運営方針

事業目的	利用者が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復及び生活機能の維持又は向上を図る事を目的としています。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">健康保険法及び介護保険法、その他関係法令を遵守します。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場になって訪問看護を提供します。利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供します。訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護事業所、関係市町村、地域の保健・医療及び福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 職員の配置状況

職種	業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1名		1名
看護師	サービス利用受付 訪問看護計画作成 訪問看護サービスの提供	2名	2名	4名

(4) 事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	滝川市及び近隣
営業日	月～金曜日 (休日・祝日及び12月29日～1月3日までは休業)
営業時間	8時30分～17時00分

3. 当事業所が提供するサービス内容

- ① 症状、障がい等の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の援助
- ③ 食事、排せつ等日常生活の介助
- ④ 褥瘡の予防及び処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活及び介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他主治医の指示による医療処置

4. 利用料金

(1) 介護保険法に基づく訪問看護を受ける場合

介護保険適応の対象者は、要介護認定または要支援認定を受けた方です。利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額をお支払い下さい。介護保険給付範囲を超えたサービス利用は、全額負担となります。

(2) 健康保険法に基づく訪問看護を受ける場合

医師の指示で訪問看護サービスが必要とされ、要介護認定で「自立」と判定された方や、厚生労働大臣が定める疾病の方、介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)で要介護認定対象とならない方及び40歳未満で訪問看護を利用される方は、健康保険等により訪問看護サービスが利用できません。利用料として健康保険法第88条に規定する訪問看護療養費の支給対象となる費用にかかる額をお支払い下さい。

(3) その他

- ① 滝川市立病院訪問看護ステーション料金表(別紙)に定められた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービス提供するうえで別途必要となった費用をお支払い下さい。
- ② 介護保険法及び健康保険法の改正並びに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容及び事由について説明いたします。

5. 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は、1か月ごとに計算し翌日10日頃に請求書を郵送します。

翌月末日までに滝川市立病院会計窓口にてお支払いください。

なお、お支払いについてご不明な点があれば、担当看護師までお聞きください。

6. 担当する訪問看護師について

- (1) サービス提供は複数の訪問看護師が交代して行います。
- (2) 事業者は、訪問看護師の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用者上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (3) 利用者は、訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の訪問看護師の指定はできません。

7. 個人情報保護の取り扱いと使用

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、サービスの提供に必要な最小限の範囲内で使用します。
- (2) 当事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を洩らしません。また従業者が退職後も在職中に知り得た秘密を洩らしません。この守秘義務はご利用者が訪問看護を終了した後も継続します。
- (3) ご利用者の受診・入院などで必要な場合は、医療機関にご利用者に関する心身等の情報を提供します。
- (4) ご利用者に関わるサービス事業所との連携を行うなどの正当な理由がある場合には、事前の同意を文書で得た上で、必要な範囲でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

8. サービス内容等の記録の作成及び保存

- (1) 訪問看護サービス提供内容は訪問看護記録に記載し、5年間保管します。
- (2) 開示を希望される場合は、利用者又は代理人の請求に応じて、滝川市立病院の「個人情報保護規則」より閲覧、開示することができます。

9. 緊急事態及び事故発生時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。
利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行います。また緊急連絡先にご連絡いたします。
- (2) 悪天候や災害等により訪問が困難な場合には、事前に利用者またはご家族へ連絡し、主治医等と連携のうえ代替え対応を検討します。
- (3) 当事業所の介護サービスにおいて、当事業所の責めに帰すべき理由により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

10. 虐待防止に関する対応

当事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のため指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員や養護者(利用者の家族等障がい者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11. 身体的拘束等の適正化のための措置

当事業所は、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし対策を講じます。

12. ハラスメント対策

サービス利用契約中に、利用者及びその家族等が職員に対して、暴力行為や怒鳴る、性的な嫌がらせをする、不当な要求を行う等のハラスメントを行った場合は、直ちにサービスの提供を中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

また、万が一職員が利用者及びその家族等が職員に対してハラスメントを行った場合、または疑わしい言動があった場合は、速やかに管理者にご報告願います。

13. その他

その他、サービス提供の際の事故やトラブルを防止するため、次の事項にご留意願います。

(1)職員は金銭の管理や貸借等の取り扱いはいたしません。

(2)職員に対する飲食や金品等のお心付けはご遠慮させていただきます。

14. 苦情相談窓口

(1)相談、苦情受付

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談や苦情は、下記窓口にてお伺いします。

滝川市立病院 訪問看護ステーション そらのわ	管理者	長尾 みどり
	受付日時	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (休日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)
	電話	0125-22-4311(内線4500、4501)
	FAX	0125-22-3273

(2)行政機関、その他苦情受付機関

お住まいの市や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

滝川市役所介護福祉課	電話 0125-23-1234
滝川市以外の方はお住いの市町村役場の担当課	(平日 8時30分～17時)
北海道国民健康保険団体連合会 (介護保険課企画・苦情処理担当)	電話 011-231-5175 (平日 9時～17時)

令和 年 月 日

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

説明者:滝川市立病院 訪問看護ステーション そらのわ